

## 注 文 書

- 1 契約番号 2025002030
  
- 2 件 名 令和8年度 化女沼特定外来生物調査等業務
  
- 3 場 所 大崎市古川地域
  
- 4 期 間 令和8年4月1日から  
令和9年3月18日まで
  
- 5 別添書類
  - (1) 仕様書 別紙
  - (2) 参考明細書 別紙
  
- 6 担 当 課 大崎市産業経済部農政企画課

# 令和8年度 化女沼特定外来生物調査等業務

## 仕様書

### 1 目的

本業務は、化女沼の在来の魚類、植物、動物等の減少の原因と考えられている特定外来生物等の駆除・防除に向けての調査・実証を目的とするもので、特に、特定外来魚が増えたことで釣り人が増加し、これが化女沼の代表的な渡り鳥である亜種ヒシクイの減少の原因のひとつである可能性が考えられているため、化女沼及びその集水域のため池等について継続的に調査・対処する必要がある。

また、平成29年度から宮城県による「電気ショックボートによる外来魚駆除技術普及業務」が開始されたことから、外来魚駆除に効果的な手法とされる「電気ショックボート」を貸与し、駆除事業を実施するもの。

### 2 業務提供場所及び業務期間

- (1) 業務場所 大崎市古川地域
- (2) 業務期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月18日（木）まで

### 3 業務概要

受注者は、本業務の遂行にあたり、大崎市産業経済部農政企画課世界農業遺産未来戦略室の担当職員（以下「本市担当者」という。）と十分な打ち合わせと連絡調整を図りながら、以下の業務を実施するものとする。

また、電気ショックボート及びアメリカザリガニ連続捕獲装置の使用に当たっては、宮城県内水面漁業調整規則に係る禁止漁法に指定されているため、本業務の遂行に当たっては、特別採捕許可を取得すること。

#### (1) 駆除計画書等の作成

本市担当者と十分な打ち合わせを行い、遅滞なく下記書類を提出すること。

- ① 駆除計画書
- ② 駆除従事作業員名簿
- ③ 駆除従事作業員船舶免許（写）

#### (2) 電気ショックボートによるオオクチバス・ブルーギルの駆除

- ① 実施期間 令和8年4月1日～令和9年3月1日

- ② 実施回数 4回
- ③ 従事人数 1回につき、8人程度
- ④ 従事時間 1回につき、6時間程度

※ 電気ショッカーボートの操船にあたっては、小型船舶操縦免許所持者が行うこと。

※ 作業従事者は特別採捕許可を取得していること。

※ 在来魚を捕獲した際は、回収し、水槽等で電気ショックからの回復を待つて再放流すること。

(3) オオクチバス・ブルーギルの稚魚の駆除

- ① 実施期間 4月1日～6月30日
- ② 実施回数 4回（間隔は2日以上空けること。ただし、多く捕獲できる時はこの限りでない。）
- ③ 従事人数 1回につき、4人程度
- ④ 従事時間 1回につき、3時間程度

(4) 定置網等によるオオクチバス・ブルーギルの駆除

- ① 実施期間 6月1日～8月31日
- ② 実施回数 4回（間隔は2日以上空けること。）
- ③ 従事人数 1回につき、3人程度
- ④ 従事時間 1回につき、3時間程度

(5) 連続駆除装置によるアメリカザリガニの駆除

- ① 実施期間 7月1日～9月30日
- ② 実施回数 10回（間隔は5日以上空けること。）
- ③ 従事人数 1回につき、2人程度
- ④ 従事時間 1回につき、3時間程度

(6) 江合川水系ため池のゼニタナゴ等目視調査

- ① 実施期間 5月1日～10月31日
- ② 実施場所 原則として江合川流域内に位置するため池30ヶ所

※原則として令和4年度から令和7年度に調査した場所を除く

- ③ 実施回数 6回
- ④ 従事人数 1回につき, 2人程度
- ⑤ 従事時間 1回につき, 6時間程度
- ⑥ 内 容 外来魚の生息状況調査(ルアー釣りの痕跡目視調査や聞き取り)  
ゼニタナゴ等希少生物の生息状況(目視調査)  
水生植物の生息状況(目視調査)  
水面の写真撮影

(7) 業務内容の記録

- ① 業務の実施に際しては, 業務報告書を作成すること。
- ② 業務報告書の記録には, 調査時の水温, 気温, 日時を記入し, 作業従事者名簿, 作業員日報, 駆除実施状況写真を添付すること。
- ③ ②の内容に加え, 以下の内容についても, 記録すること。
  - ア 特定外来魚については, 5センチメートル以上のものは, 種ごとに, 全長を計測し, 計数して記録すること。
  - イ 特定外来魚については, 5センチメートル未満のものは, 種ごとに, 概数で記録すること。
  - ウ アメリカザリガニについては, 各回で総重量を計測し, 総数・成体・幼体それぞれについて概数で記録すること。

4 財産の取得制限について

受注者は, 事業の実施に当たり財産取得については, リースあるいはレンタルでの対応を原則とし, 消耗品以外(1万円以上)の財産の取得をしないこととする。やむを得ず財産等を取得する必要性が生じた場合は, 財産取得の必要性等について事前に本市担当者と協議したうえで承認を得なければ取得できない。

5 取得財産の管理について

前項4により受注者が取得した財産の取扱いについては以下のとおりとする。

(1) 本業務実施期間中の取扱い

本業務で取得した財産について, 本業務の実施期間中は, 所有権は受注者に帰属するものとし, 受注者は, 善良なる管理者の注意をもって管理することとする。

(2) 本業務終了後の取扱い

本業務で取得した財産について, 本業務の終了後は, 所有権は発注者に帰属するも

のとする。

## 6 保管

電気ショックボートの保管中に破損・紛失が無いように努めることとする。

## 7 経費負担

期間中における、電気ショックボートの船外機及びエレクトロフィッシャーの燃料費、電気ショックボートの引渡し及び返却に関する運搬等の費用、その他エンジンオイル等消耗品等の費用については、受注者が負担することとし、燃料及びエンジンオイルについては満量を供給したのち返却すること。

## 8 ボートの亡失・損傷又は故障についての損害賠償

### (1) 自損（物損）

受注者が電気ショックボートを故意又は過失により、亡失・損傷又は故障をせしめたときは、発注者の指示に従い、発注者と協議の上、速やかに修理またはその一部又は全部の同等品を納入、若しくはその損害額を負担しなければならない。ただし、天災その他の不可抗力によって電気ショックボートに損害が生じ、かつ、受注者が必要な措置を講じていた場合は、この限りではない。

### (2) 自損（人身）

受注者が電気ショックボートの使用中に故意又は過失により、作業従事者の生命・身体若しくは所有物に損害を与えた場合については、発注者は一切の責任及び経費負担を負わない。ただし、当該事故が電気ショックボートの施工不良及び老朽化によるものである場合は、この限りではない。

### (3) 物損・人身（対第三者）

受注者が電気ショックボートの使用中に、第三者の生命・身体及び所有物に損害を与えた場合は、発注者は一切の責任及び経費負担を負わない。ただし、当該事故が電気ショックボートの施工不良及び老朽化によるものである場合は、この限りではない。

### (4) 盗難

受注者が電気ショックボートを保管場所に施錠の上保管するなど適切に管理していたにも関わらず、盗難・損壊の被害にあった場合の経費負担は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。ただし、受注者が施錠や格納等適切な措置を講じてい

なかった場合には、受注者がその責任を負うこととする。

## 9 事故及び盗難に係る報告の義務

前項8の事実が発生した場合は、受注者は速やかに本市担当者にその内容・発生年月日、対応内容及び今後の方針を報告し、その指示を仰がなければならない。

## 10 保険

受注者が使用する期間の船舶及び作業員に関する保険については、受注者が必要に応じて加入すること。

## 11 支払方法

契約代金は、業務の履行確認後、受注者からの書面による請求に基づき、一括で支払うものとする。

## 12 提出物

以下の成果物を作成し、契約期間終了までに納品すること。

- (1) 報告書（A4，カラー）：3部
- (2) 特別採捕許可証（写）
- (3) 報告書の電子データ（報告書[Microsoft word 及びPDF]に加え、記録映像等を収容した電子媒体（CD-R）：3セット
- (4) 本業務に要した経費の決算が分かる書類：1セット

※ 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権」という。）は、大崎市が保有するものとする。また、成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

※ 納品される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

※本業務に要した経費の決算が分かる証拠書類（領収書、契約書等）については、本市担当者への納品義務はないが、契約期間終了日から5年間、善良な管理者の

注意をもって保管するものとする。

### 1 3 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

### 1 4 その他

- (1) 本業務で発生したゴミは、受注者が処分すること。
- (2) 受注者は、前項3 業務概要の各項目に係る業務全般を行うに際して、実施計画を踏まえて、本市担当者と逐次協議しながら進めていくこと。なお、荒天等により、期間中に作業ができなかった場合は、本市担当者と速やかに協議の上、実施計画の見直しを行うこと。
- (3) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

令和8年度 化女沼外来生物等調査業務

(単位:円)

業務	種別	数量	金額	備考
直接費	人件費	1.0 式		明細 別紙第1号(1)
直接費	直接経費	1.0 式		明細 別紙第1号(2)
間接費	一般管理費	1.0 式		
	小計			
	消費税			
合計				

## 別紙第1号

## (1)直接人件費内訳明細

項目	種別	単価	人	時間	日	金額	摘要
人件費	賃金		1	6	4		電気ショッカーボート 操船
			7	6	4		電気ショッカーボート 操船捕獲・回収等
			4	3	4		稚魚すくい等
			3	3	4		定置網等
			3	3	2		電気ショッカーボート 運搬
			2	3	10		ザリガニ連続捕獲装置 回収
			2	6	6		田尻川水系(化女沼集水域)ため池の外来魚の生息状況調査
	計						

## (2)直接経費内訳明細

項目	種別	単価	式			金額	摘要
経費	ヨット・モーターボート保険		1				船体条項 :60万円, 賠償責任条項500万円
	動産総合保険		1				電気ショッカー部分:300万円
	傷害保険料		20				20人分
	実施計画書および報告書作成料		1				
	電気ショッカーボート運搬		4				
	燃料費		13	12			13L/h×3h×4日
	船代		10				電気ショッカーボート, 稚魚すくい, 定置網
	餌代		1				ザリガニ連続捕獲装置で使用
	ため池調査車代		6				田尻川水系(化女沼集水域)ため池の外来魚の生息状況調査1台
	計						